

# カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の方が、新たに認定の対象となりました。

## 新たに認定の対象となる方

- 1) から3) をすべて満たす方が対象となります
- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者※）と同居していた  
※同居家族認定患者は除く。
  - 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
  - 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの都道府県等で行います。

まずは、最終ページにあります相談窓口一覧からお住まいの都道府県にご相談ください。

厚生労働省

# 申請手続きの流れ

## 1 申請書類の準備

(1) お住まいの都道府県等のホームページからダウンロードもしくは窓口で直接又は郵送で書類を入手いただけます。

### ①認定申請書

→今回、認定申請される方ご自身で記入して下さい。

### ②医師の意見書

→現在の心身の症状について、申請される方ご自身で記入するとともに、かかりつけのお医者さんに記入してもらって下さい。

(2) お住まいの市区町村等で、同居を確認する書類を入手いただけます。

### ③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

詳細

## 2 申請書類の提出

申請書類を都道府県等に提出して下さい。

### ① 認定申請書 ②医師の意見書

### ③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

※郵送でも受け付けます。 **(FAXでは受理できません)**



申請された都道府県等が結果を通知します。

★ 油症患者として認定されると、次のような支援が受けられます。

- 国の健康実態調査に協力した場合に、年19万円の「健康調査支援金」
- カネミ倉庫株式会社から、
  - ・ 油症と関連する医療費の自己負担分
  - ・ 年5万円程度の給付金

# 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

以下の書類で同居を確認します。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

昭和43年の事件当時、申請者と認定患者が以下のいずれかに該当する場合は、家族関係を確認する書類

- ①夫婦関係
- ②親子関係で、子は高校3年相当以下の未婚
- ③兄弟姉妹で、皆高校3年相当以下の未婚

＜家族関係を示す書類＞

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本  
【市区町村で入手して下さい】

※兄弟姉妹が現在結婚している場合は、結婚前のもの（親の戸籍謄本など）が必要です。また認定患者が既に死亡されている場合は、死亡時の住所地の市区町村に申請が必要です。

上記以外の場合は、家族関係と同居を確認する書類

次の1, 2の両方が必要です。

＜1. 家族関係を示す書類＞

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本  
【市区町村で入手して下さい】

※申請者と認定患者が同一の戸籍にない場合は、親族関係を確認するため、複数のものが必要な場合があります。

＜2. 同居していたことを示す書類（①か②のいずれか）＞

① 事件当時の住所がわかる書類。

※事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」、事件以前から現在まで現住所に住んでいる場合「住民票の写し」など

② ①がない場合、A～Cの全て

A 申請者と認定患者の戸籍の附票の廃棄済証明書  
【市区町村で入手して下さい】

B 当時の生活地域がわかる資料等（卒業証書、在職証明書等）

※Bがない場合は、Cを「三親等以内の親族以外の第三者2名による陳述書」とすることも可能。

C 当時同居していた状況がわかる申請者ご本人以外の2名による陳述書

|      |              |                       |
|------|--------------|-----------------------|
| 北海道  | 011-204-5261 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課       |
| 青森県  | 017-734-9214 | 健康医療福祉部保健衛生課食品衛生グループ  |
| 岩手県  | 019-629-5323 | 環境生活部県民くらしの安全課        |
| 宮城県  | 022-211-2644 | 環境生活部食と暮らしの安全推進課      |
| 秋田県  | 018-860-1593 | 生活環境部生活衛生課            |
| 山形県  | 023-630-2621 | 防災くらし安心部食品安全衛生課       |
| 福島県  | 024-521-7245 | 保健福祉部食品生活衛生課          |
| 茨城県  | 029-301-3424 | 保健医療部生活衛生課食の安全対策室     |
| 栃木県  | 028-623-3109 | 保健福祉部医薬・生活衛生課食品安全推進班  |
| 群馬県  | 027-226-2443 | 健康福祉部食品・生活衛生課         |
| 埼玉県  | 048-830-3608 | 保健医療部食品安全課            |
| 千葉県  | 043-223-2638 | 健康福祉部衛生指導課            |
| 東京都  | 03-5320-4405 | 保健医療局健康安全部食品監視課       |
| 神奈川県 | 045-285-0741 | 健康医療局生活衛生部生活衛生課       |
| 新潟県  | 025-280-5205 | 福祉保健部生活衛生課            |
| 富山県  | 076-444-3230 | 厚生部生活衛生課              |
| 石川県  | 076-225-1443 | 健康福祉部薬事衛生課            |
| 福井県  | 0776-20-0354 | 健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課    |
| 山梨県  | 055-223-1476 | 福祉保健部衛生薬務課            |
| 長野県  | 026-235-7155 | 健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係    |
| 岐阜県  | 058-272-8280 | 健康福祉部生活衛生課            |
| 静岡県  | 054-221-2538 | 健康福祉部衛生課              |
| 愛知県  | 052-954-6297 | 保健医療局生活衛生部生活衛生課       |
| 三重県  | 059-224-2343 | 医療保健部食品安全課            |
| 滋賀県  | 077-528-3643 | 健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室   |
| 京都府  | 075-414-4773 | 文化生活部生活衛生課            |
| 大阪府  | 06-6944-6705 | 健康医療部生活衛生室食の安全推進課     |
| 兵庫県  | 078-341-7711 | 保健医療部生活衛生課            |
| 奈良県  | 0742-27-8681 | 文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課  |
| 和歌山県 | 073-441-2624 | 環境生活部生活局生活衛生課         |
| 鳥取県  | 0857-26-7211 | 生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 |
| 島根県  | 0852-22-6487 | 健康福祉部薬事衛生課            |
| 岡山県  | 086-226-7338 | 保健医療部生活衛生課食の安全推進班     |
| 広島県  | 082-513-3106 | 健康福祉局食品生活衛生課【相談支援員設置】 |
| 山口県  | 083-933-2974 | 環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班  |
| 徳島県  | 088-621-2229 | 危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課 |
| 香川県  | 087-832-3180 | 健康福祉部生活衛生課            |
| 愛媛県  | 089-912-2395 | 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課       |
| 高知県  | 088-823-9684 | 健康政策部健康対策課【相談支援員設置】   |
| 福岡県  | 092-643-3280 | 保健医療介護部生活衛生課【相談支援員設置】 |
| 佐賀県  | 0952-25-7077 | 健康福祉部生活衛生課            |
| 長崎県  | 095-895-2362 | 県民生活環境部生活衛生課【相談支援員設置】 |
| 熊本県  | 096-333-2247 | 健康福祉部健康危機管理課          |
| 大分県  | 097-506-3056 | 生活環境部食品・生活衛生課         |
| 宮崎県  | 0985-26-7076 | 福祉保健部衛生管理課            |
| 鹿児島県 | 099-286-2786 | 保健福祉部生活衛生課            |
| 沖縄県  | 098-866-2055 | 保健医療介護部薬務生活衛生課        |

※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については、地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。

ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。

※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。